

阿比乃中山

あひのなかやま

第六号 令和元年九月一日発刊

平成二十九年三月一日創刊

相模湖歴史研究会報

阿比乃中山

第六号

目次

一、戦前の相模川名勝・地名地図

一頁～二頁

二、寸沢嵐村のお鷹場古文書 その二

三頁～九頁

① 指上ヶ申一札之事（旧二本松 大神田大三氏蔵）四頁

② 指上ヶ申手形之事（県公文書館 寸沢嵐村文書）五頁

三、津久井郡村名名尽くしおぼくれ

九頁～十五頁

四、第三回 内郷歴史散策 ～阿津地区

十五頁～十七頁

相模湖歴史研究会会員 石川次郎

十七頁～十九頁

相模湖歴史研究会会員 江藤建市

五、与次右衛門が極刑に至つたことの考察

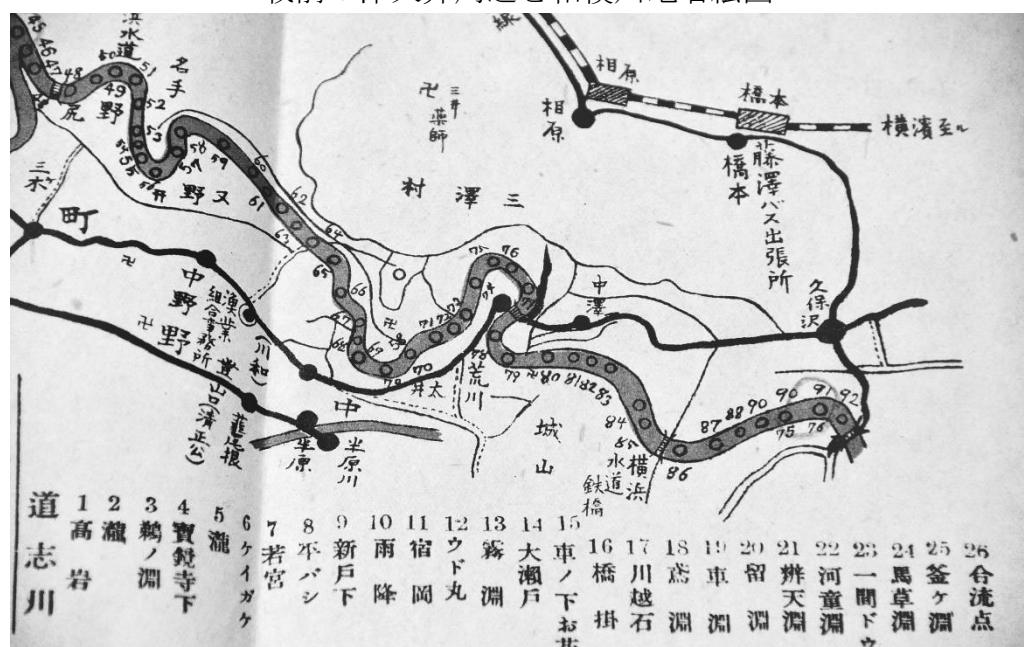


内案場りつ漁鮎

戦前の藤野周辺と相模川地名絵図



戦前の津久井周辺と相模川地名絵図



戦前の城山周辺と相模川地名絵図

二、寸沢嵐村のお鷹場古文書 その二

平成二十九年八月、『阿比乃中山』第二号で「寸沢嵐・若柳村のお鷹場について」と題し、寸沢嵐村に残る寛永十三年（一六三六）二月一日付の古文書「指上申一札之事」（旧二本松 大神田大三氏蔵）写真1を解説して解説してみた。

第二号と重複するが、鷹場制度を完成整備したのは三代将軍徳川家光の時で、鷹場が指定されたのは寛永五年（一六二八）十月、江戸からおよそ五里四方（二十km四方）が将軍の鷹場に指定された。寛永十年二月には、尾張・紀伊・水戸家の御三家にも江戸より五里（二十km）から十里（四十km）の間を鷹場として与えられた。そして、寛永十三年（一六三六）十月には加賀前田家に武藏・相模の内、百四十八ヶ村が与えられ、城山では上・下川尻村と中沢村も指定されている。（『城山町史 通史編 近世』）

加賀前田家に寛永十三年十月、武藏・相模の内、百四十八ヶ村を鷹場として与えられ、「上下川尻村・中沢村」もこれに指定されたとあるが、津久井では、この地以西の村々で鷹場に関する古文書等はほとんど見受けられない。寛永十三年二月一日付の古文書（写真1）が寸沢嵐村に存在したと言う事は、松平加賀守の御鷹場指定以前から寸沢嵐村は、将軍指定の御鷹場指定が既になされていたと言う事になる。松平加賀藩に上・下川尻村と中沢村等の鷹場指定と同年代ではあるが、その指定は十月なので、この古文書はそれより半年以上前の御鷹場に関するものとなる。その内容は次の様であった。

一、御鷹場の近所で炭焼きを致す者は处罚されても迷惑ではなく、若し背くものがあつたら仲間同志で調べ上げる事。

一、櫻など伐る者があつたら、仲間同士であらためるようにする事。

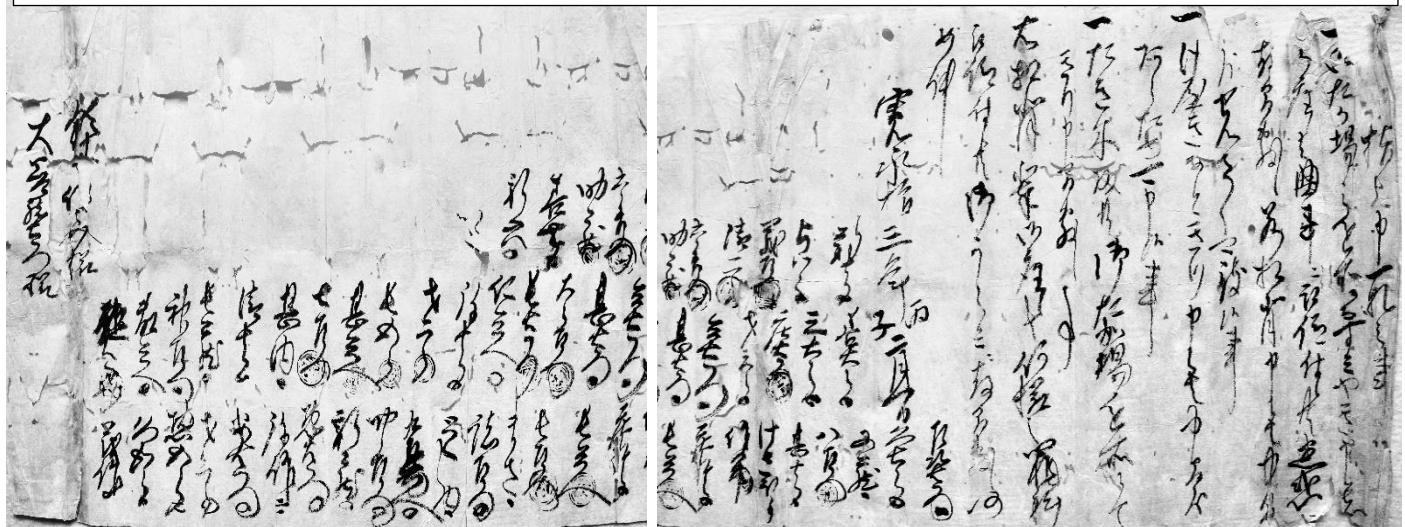
一、焚き木であつても御鷹場の近所では伐らない事。

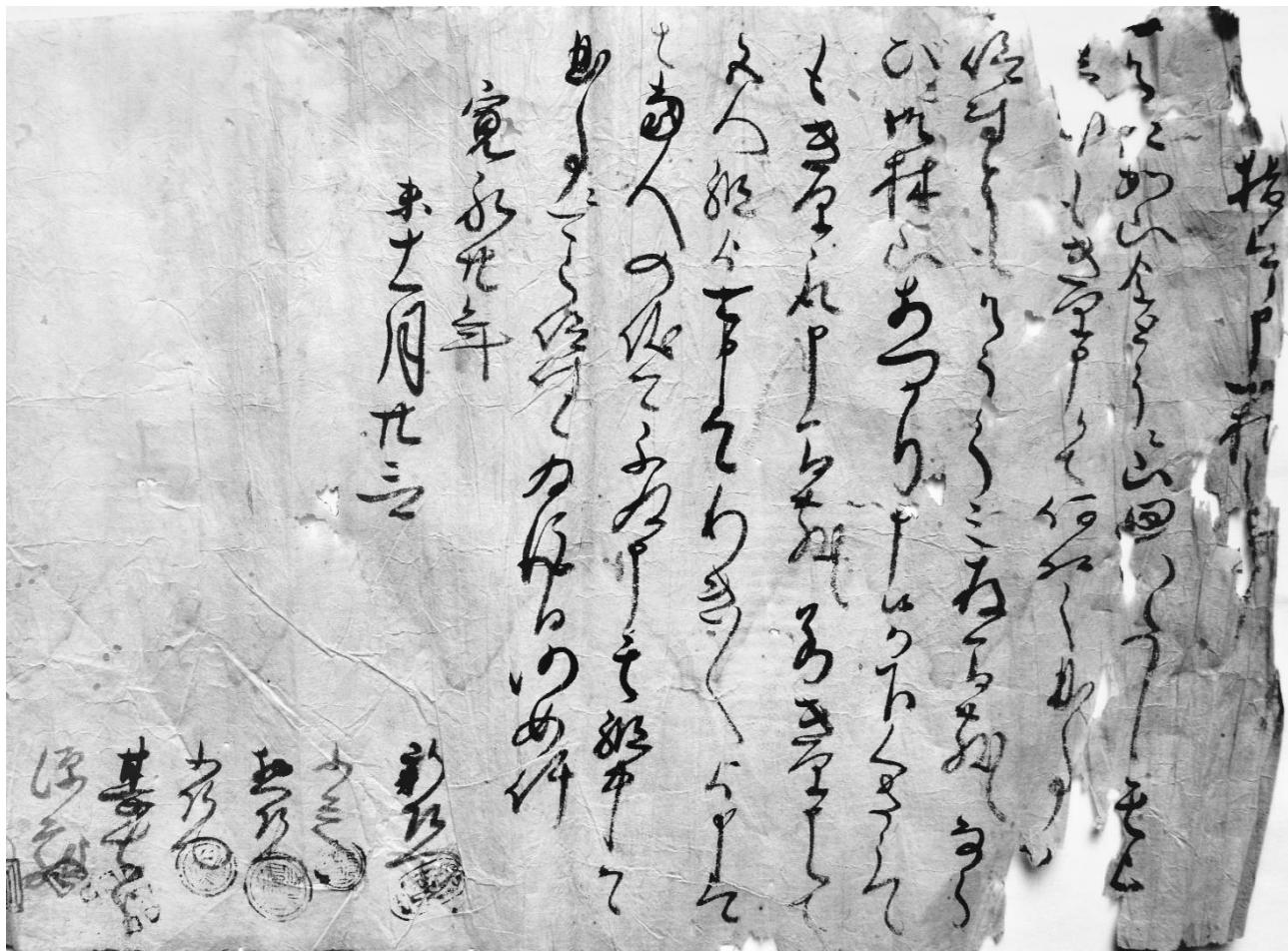
右の規則を破る輩がいた場合は、どの様な罪科を受けても恨む事はありません。

右の内容から判断すると、寸沢嵐村の山野が御林が、徳川家御三家や松平加賀守御鷹場として利用されるという可能性があつた事を表している。御鷹場として利用されるとその村々は莫大な村入用が課されたという。しかし、寸沢嵐村にはその様な古文書や痕跡は残されていない。江戸から二十キロから四十キロの村に御鷹場が指定されたというが、この寸沢嵐村は指定の限界地であつたかもしれません。また、将軍幕府の御三家がこの様な山間僻地にまで鷹狩に来ることはまずあり得ない事である。寸沢嵐村や若柳村に残るお鷹場関係の古文書については、筆者資料として第二号へも掲載した写真1の他に、次の「指上ケ申一札之事」（写真2）と「指上ケ申手形之事」（写真3）がある事が分った。

今回第六号ではこの様な前回の第二号の内容も踏まえて、今回（①②）の古文書を紐解いてみる事にする。

写真1 「指上申一札之事」 寛永13年2月1日付 右：前半部 左：後半部（解説：阿比乃中山 第2号掲載済）





指上ヶ申一札之事

一御たか山全とうニ山廻いたし其上

□□もきり申候者、何様之曲事可被

仰付候とも御うらみ存間敷候、なら
びニ御林あつかり申候御下くさニて

もきり取申間敷候、若きり申候者、

五人組は可申上候、わきくは申上候

者、当人の義は不及申、其組中は

曲事ニ可被仰付候、為後日、依如件

寛永二十年

未十一月二二十三日 新左衛門 印 (関口 堂の前・大神田)

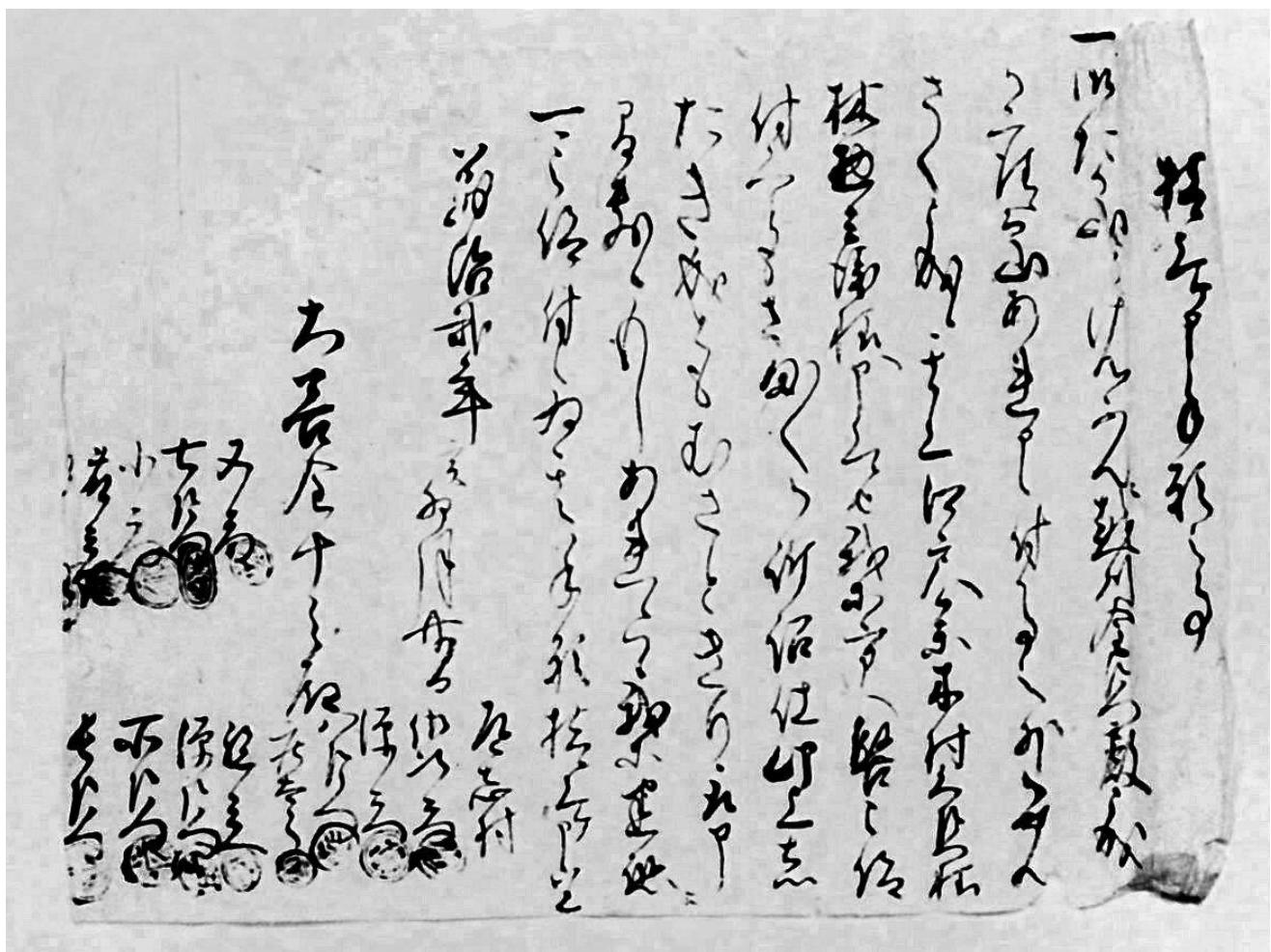
小兵衛 印 (関口 栗原せど・上杉)

惣左衛門 印 (関口 上川・岡本)

小左衛門 印 (増原 となり・斎藤)

甚右衛門 印 (道志 転出・榎本)

源 蔵 印 (増原 蔵の後・江藤)



指上申手形之事

一御たか山御けんふんに越川金左衛門殿被成

御座候而、山あれ申候付、事の外せん

さく被成候、其上江戸へ参木村久左衛門様

林惣兵衛様へ申上候由、我等方へ堅被仰

付候へくも、さまく御訴訟仕、此上し

たき成ともむさときり取申

間敷候、もしあれ候はゞ我等迷惑ニ

可被仰付候、為其手形指上ヶ申候、以上

万治二年 午月二十日 道志村

佐次右衛門印 (増原 西・長谷川)

源右衛門印 (増原 堂の下・神保力)

八左衛門印 (道志 東・山口)

庄太郎印 (道志 庄兵衛・榎本力)

孫兵衛印 (増原 橋場・神保)

源左衛門印 (道志 庄兵衛・榎本力)

庄太郎印 (道志 庄兵衛・榎本力)

所左衛門印 (道志 酒屋・押田)

酒屋・押田印 (道志 酒屋・押田)

長左衛門印 (道志 大下・井草)

又右衛門印 (道志 島津)
七左衛門印 (道志 隠居・島津)
小右衛門印 (道志 転出・岩田)
藤兵衛印 (道志 あつち畑・島津)

大谷金十郎殿

卯月二十日

道志村

佐次右衛門印 (増原 西・長谷川)

源右衛門印 (増原 堂の下・神保力)

八左衛門印 (道志 東・山口)

庄太郎印 (道志 庄兵衛・榎本力)

孫兵衛印 (増原 橋場・神保)

源左衛門印 (道志 庄兵衛・榎本力)

庄太郎印 (道志 庄兵衛・榎本力)

所左衛門印 (道志 酒屋・押田)

酒屋・押田印 (道志 酒屋・押田)

長左衛門印 (道志 大下・井草)

尚、古文書解説は古文書の破損や、筆者未熟者故、解説できない個所もあり、それらの個所は□で示している。

解説

前回第二号の寛永十三年のお鷹場の古文書（写真1）で、筆者は古文書の末尾に寛永年間頃の寸沢嵐村の主要名請耕作人の名前がなく、また押印のなき者もあり、下層農民がお鷹場周辺を開拓して新しく名請耕作人になった者や、御鷹場周辺を開墾中の百姓が、村の名主當てにお鷹場内の禁制を受け入れた御請書と考える事が出来ると推測したが、筆者の墓地調査や過去帳から作成した寸沢嵐村内各家の「江戸時代俗名変遷表」と照合した結果、寸沢嵐村内の小名「道志」「増原」「関口」に住む名請耕作人である事が判明した。その結果、「お鷹場」はこれらの小名内に接する山と判断でき、いわゆる「道志山御林」と言われる石老山の東側一部と判断する事ができた。

①の「指上ヶ申一札之事」の古文書（写真2）は、写真1の寛永十三年二月の文書より七年後の寛永二十年十一月のものである。寛永十三年（一六三六）の古文書では最初に「お鷹場」、寛永二十年（一六四三）の①の古文書（写真2）では「お鷹山」と書かれている事は、この場所が鷹に関する山である事は理解される。お鷹場とある事から領主の鷹による狩猟場であろうか。寛永年間のこの地の代官は日連出身の守屋佐太夫行吉で在任期間は寛永四年（一六二七）から正保元年（一六四四）である。まさにこの古文書は守屋佐太夫行吉の在任期間内のもので、地元に詳しい守屋佐太夫がお鷹場として推挙し、寸沢嵐村にお鷹場山が幕府より指定された可能性もある。また鼠坂関所が寛永八年（一六三一）に開設され、寸沢嵐村のお鷹場（お鷹山）も鼠坂関所のすぐ脇である。鷹場制度を完成整備したのは三代将軍徳川家光の時で、鷹場が指定されたのは寛永五年（一六二八）十月で、江戸からおよそ五里四方（二十km四方）が將軍の鷹場に指定された。

また、年代不明の「覚 西十一月七日」という、お鷹場と鼠坂関所に関する立派な古文書が、相模湖山口芳文家に残されていて、この古文書は寛文九年（一六六九）と比定されている。その内容は「相州に松平加賀守の鷹場が

あり、甲州より柿と葡萄を取り寄せる為、小者二人を遣わしているので、鼠坂関所を不服申し立てなく通してくれる様、お頼み申す」（相模湖歴史研究会報創刊号に掲載済）という内容である。松平加賀守について相模湖町史では加賀藩は寛永十三年（一六三六）月以来鷹場を拝領してきたが、五代將軍綱吉の生類憐みの令で元禄六年（一六九三）十月これを返上。この時期の加賀守は前田綱紀であるとし、綱紀は寛永二十年（一六四三）生まれ。鷹場は津久井領では三井村・中沢村・川尻村で鷹狩が行われ、新戸村（相模原）には御旅屋があり、ここを拠点に鷹狩や猪狩が催されたとある。酉年は、明暦三年（一六五七）・寛文九年（一六六九）・天和元年（一六八一）で可能性の高いのは寛文九年としている。綱紀の年は明暦三年では十四歳、寛文九年では二十六歳、天和元年は三十八歳、鷹狩をする年齢的な判断から寛文九年か天和元年であると推定できる。また町史では加賀藩史料の寛文九年に「閏十月十八日、前田綱紀江戸を発して相模新戸村に狩猟す」、「十一月十三日江戸御帰」とあり、この古文書「甲州より柿と葡萄を松平加賀守の鷹場まで運ぶので、鼠坂関所を通しててくれる様に・・」は寛文九年酉十一月七日の可能性が高い。

①の寛永二十年十一月の古文書（写真2）と研究会会報第二号掲載の寛永十三年二月の寸沢嵐村お鷹場古文書（写真1）を考えて見ると、前述のようく鼠坂関所の開設時期の寛永八年や家光の鷹場指定時期が寛永五年、松平加賀守の相模でのお鷹場開設が寛永十三年十月、寸沢嵐村お鷹場古文書は同じく寛永十三年二月で、同年でも八ヶ月前のお鷹場に関する古文書史料が寸沢嵐村に存在するのである。さらに守屋佐太夫行吉在任期間が寛永四年（一六二七）から正保元年（一六四四）であり、これらを考え合わせると、寸沢嵐村のお鷹場・お鷹山とは加賀松平家や大名のお鷹場ではなく、幕府直轄のお鷹場と考える事が妥当と思われる。幕府の寸沢嵐村お鷹場指定には、甲州街道の小仏関所や脇往還としての鼠坂関所もあり治安的にも安全な事、また寸沢嵐村の代官が近村の日連村出身の守屋佐太夫行吉である事、さらに甲州街道の開設で、江戸よりの交通の便も良く、鷹狩り好きの将軍家光の時代には適した場所であつた事が伺える。しかし実際にこの地へ鷹狩りに来る事はなかつた。

『城山町史 6 通史編近世』では、江戸から十里（約四十km）内外から二十里（約八十km）辺りまでは「促飼場（とらえかいば）」と言う鷹の実地訓練や鳥類の調達・鷹の餌の採集を行う場が設定されたという。また、この様な鷹場指定や「促飼場」の設定は江戸周辺農村の支配強化と大名・旗本・幕府の領地が複雑に入り込むことから支配体制の不備を補強するためこの鷹場制度を利用したとある。これらのことを考え合わせると、寸沢嵐村は江戸より約50kmの地点であり、お鷹場に適した平地ではない。寸沢嵐村のお鷹場・お鷹山の古文書は領主の鷹狩りの場所ではなく、鷹狩の実地訓練する場所や鷹の餌の採集を行った場所なのかもしれない。この寸沢嵐村のお鷹場・お鷹山は鷹狩りで捉える兎や鳥類を生け捕りにして、幕府将軍や大名の鷹場に放ち、それを鷹狩りする、その為の「お鷹山・お鷹場」なのかも知れない。また、「促飼場」の設定については「江戸周辺農村の支配強化と大名・旗本・幕府の領地が複雑に入り込むことから支配体制の不備を補強するため」とあるが、寸沢嵐村は元和四年迄、旗本貴志弥兵衛の私領となっていた。この為、寸沢嵐村内の旗本領地の監視・警備と、村内幕府支配体制の強化も兼ね、お鷹場・お鷹山を設定したとも思われる。支配体制強化には脇往還としての鼠坂関所の周辺にお鷹場を設定した事もその意味する処かも知れない。

①の古文書内容を検討すると、解説困難な箇所もあるが、「お鷹山を猥に廻り歩き、木を伐つたりした者については、どんな罰を言い渡されても恨まない事、そして御林として預かっているので、下草なりとも切り取りはしない事、もし切り取つた者がいたなら五人組より申し上げる事、他から発覚したならば当人はもちろん、五人組も罪を咎められる事」の内容である。この古文書は後欠なので宛先不明であるが、寛永十三年二月一日付のお鷹場古文書（写真1）より後、七年後の寛永二十年であるので、寛永十三年と同じ若柳村名主鈴木佐之助・寸沢嵐村名主大谷孫右衛門と思われる。また、①の古文書に書かれた差出人百姓の人数は寛永十三年の古文書より少ない（写真1）。さらに、筆者作成の寸沢嵐村「江戸時代俗名変遷表」と照合した結果、小名が関口・増原・道志の耕作人であり、先述の通り、年代的にも寛永十三年の古文書（写真1）より七年後の古文書で、年代的に差がないので、この①の古文書は寸沢嵐村大谷孫右衛門へ差し出したものであろう。

また、「ならびに御林あつかり申候御下くさ二てもきり取申間敷候・・・」とあるので、実際はお鷹山ではあるが、実際は将軍家のお鷹場としての利用ではなく、寸沢嵐村に残存する古文書を見ても将軍や御三家が寸沢嵐村のお鷹場に来られたという内容の古文書は残ってはいないので、徐々に幕府管轄のお鷹場の山も御林としての色彩を帯び、最終的には寸沢嵐村の「道志山御林」として取り扱われる様になつたと思われる。

③の「指上ヶ申手形之事」（写真3）古文書について解説する事にすると、この古文書は万治二年（一六五九）の卯月であるから、現在の時代では卯月は四月であるので、四月二十日付けの古文書という事になる。①の古文書、寛永二十年（一六四三）十一月二十三日より十六年後の古文書という事になるから年代的にはそれほど過去のものではない。差出人は俗名分析から道志村の小名として増原、関口、道志の名請耕作人と判断できる。また、地元の筆者が江戸時代のこの時期を考えるに、道志村に増原や関口地区が含まれている事が注目される。この事は筆者の残存する江戸時代の古文書分析からしてみても、江戸時代中期から寸沢嵐村は一村二名主制がとられていた事が分かり、一村でありますながら寸沢嵐村の名主とは別に小名道志村に角左衛門という名主がいた。この②の古文書で明らかの様に、江戸時代後期の寸沢嵐村内は小名である道志村が存在し、道志内の百姓は勿論であるが、他に小名増原と関口の耕作人百姓も道志村内の村政に加わっていた事が分かるのである。

②の古文書（写真3）は、先述の通り①の古文書の寛永二十年から十六年後で、この古文書にも冒頭に「お鷹山」とあり、依然としてお鷹場としての役割があつた。そして、お鷹山の見聞に越川金左衛門なる役人が来て山が荒れていたのを検分した。そして、金左衛門はお鷹山の状態を細かい所まで調べた上で、江戸へ戻り木村久左衛門様、林惣兵衛様に申し上げる旨を、堅く道志村耕作人へ仰せ付け、訴訟にも発展したようである。その為、耕作人はこれから下木なりとも、訳もなく切り取らない事を約束し、若しお鷹山が荒れたならば、百姓の私達にも迷惑が掛かるので、禁制を順守する手形を、寸沢嵐村役人の大谷金十郎に差し出したのである。①②の古文書は寛永十三

年二月一日付の古文書「指上申一札之事」（写真1）と同様、宛先は幕府の代官宛でなく、寸沢嵐村村内の名主又は役人宛である事が大きな特徴である。

お鷹場について、色々調べてみると幕府の組織に「鳥見役」なる組織があり、鷹匠系と鳥見役系があり、鳥見役系は将軍→若年寄→鳥見組頭→鳥見役の流れとなる。そして、「鳥見役（とりみやく）」は鷹狩を行う現地（鷹狩場）における鳥の生息状況を監視してより獲物の多い場所へと導く役割を担つた。そして、鷹場の巡回と支配を行う鳥見組頭一名、配下に八名の鳥見役が置かれていたと言われる。

これらから判断すると、②の古文書内で越川金左衛門は「殿」と呼ばれているので鳥見頭配下の鳥見役がこの頃、石老山のお鷹場の現地調査に赴いてきた事になるのであろう。そして、木村久左衛門と林惣兵衛は「様」付けであるので、鳥見組頭に相当する人物と推定される。

お鷹場については、相模湖町史や城山町史ではこの時代の鷹場については、加賀藩の前田綱紀が三井村・中沢村・川尻村や相模原の新戸村の鷹場を利用したと書かれているが、しかし、確たる古文書等は存在しない様である。寸沢嵐村の「お鷹場」「お鷹山」については、すでに先述して来ている様に、加賀の前田家が鷹場として相模原の地を拝領する以前に、寸沢嵐村は幕府の鷹場としての指定がなされていたようで、また、実際は領主の鷹狩りの場所ではなく、鷹狩の実地訓練する場所や鷹の餌の採集を行つた場所で、寸沢嵐村のお鷹場・お鷹山は鷹狩りで捉える兔や鳥類を生け捕りにして、幕府将軍や大名の鷹場に放ち、それを鷹狩りする、その為の「お鷹山・お鷹場」であった可能性が強い。鳥見役と思われる人物が山の荒れ具合を御検分に来たと思われるこれらの古文書は、津久井での「お鷹場」「お鷹山」「鷹狩り」を考える上に貴重な史料と言えるであろう。

「相模湖歴史研究会報 第二号」と内容が重複するが、御鷹場として利用されるとその村々は莫大な村入用が課されたという。幸い若柳・寸沢嵐村にはその様な古文書や痕跡は残されていない。江戸から五里（二十km）四方の

村に御鷹場が指定されたというが、この二村は指定外の五十kmである。將軍幕府の御三家がこの様な山間僻地にまで鷹狩に来ることはまずあり得ない事である。しかし、お鷹場の山は深山幽谷の石老山の続きの山であるから、当時としては鳥類や兔・狼・狐など豊富な山であった事であろう。鷹狩りに於ける兎や鳥類を捉える場所、鷹の餌場、或いは、石老山辺りには「鷹狩り」の為の鷹も生息する場所であつたのかも知れない。

尚、余談であるが大正五年には、石老山や相野山（間の山）へ山階宮芳麿王殿下、賀陽宮恒憲王殿下と同級生百五十人が、中央線を利用して兔狩りに来ている。また、石老山の虎伏岩の裏側に文政三年建立の江川太郎左衛門が愛したという鷹を供養した「鷹の墓」があつたが、最近紛失したらしく今は面影がなく残念である。

②の古文書の宛先については、「大谷金十郎殿」となつてゐるが、この人物は寸沢嵐村の有力人物で、寛永十三年二月一日の古文書（写真1）の後半部分の宛先には鈴木佐之助様・大谷孫右衛門様とあり（阿比乃中山 第二号に後半部は掲載済）、この大谷孫右衛門の子供が大谷金十郎となる。いずれにしても宛先は寸沢嵐村の名主相当の人物であると判断される。先述の通り、写真1の古文書「指上申一札之事」の宛先は鈴木佐之助・大谷孫右衛門様であるが、この古文書は寛永十三年（一六三六）であり、写真3の古文書②「指上申手形之事」は万治二年（一六五九）で、この②の古文書は二十三年後のものである事から判断すると、古文書の宛先、大谷金十郎は孫右衛門の子供と理解される。

元和四年（一六一八）、寸沢嵐郷領主・貴志弥兵衛正盛は嗣子無く、寸沢嵐郷は上給された。そして元和五年、代官守屋佐太夫行広の手で検地が成され、その検地帳「貴志弥兵衛上給寸沢嵐郷御地詰帳」が残されている。この検地帳分析では、大谷孫右衛門は寸沢嵐村の名請耕作人中、総耕作高は一位の喜左衛門、二位・五郎左衛門、三位・二郎左衛門、四位・理右衛門に次いで、第五位の耕作高であった。寸沢嵐村に於いては、かなりの有力農民と言えるであろう。寸沢嵐村には名主「与次右衛門処刑伝説」があるが、この名主与次右衛門は元和八年（一六二二）八月十五日、「百姓と野論の儀に付き

「非公事仕り」が原因で、御公儀様の命令によりお仕置きを仰せ付けられ処刑された。名主与次右衛門は元和五年の検地では総耕作高第九位で、孫右衛門とは同時代に生きている事が分かる。そして、与次右衛門処刑後の跡地は大谷孫右衛門と若柳村の名主鈴木伊右衛門が預かり年貢等を収めていた。その後、年代が降ると大谷家は孫右衛門→金十郎→六左衛門と推移し、宝永5年保年間頃の六左衛門の時、住居を沼本から寸沢嵐に転じ、与次右衛門の跡地は徐々に大谷家の私的な耕作地に変化して行つた様で、この事が寸沢嵐村に伝わる「江藤与次右衛門伝説」に深く関わっている様に思われる。また、寸沢嵐村内には名主喜左衛門と触口名主六左衛門との出入や、若柳村名主鈴木家先祖と大谷六左衛門先祖との奥畠下川番所改に関する出入古文書等があり、別の機会に紹介してみようと思う。



三、「津久井郡村名尽くしおぼくれ」

「津久井郡村名尽くしおぼくれ」前半は下津久井（旧城山町・津久井町）の小名を、後半は上津久井（旧相模湖町・藤野町）の小名を繋ぎ合わせて恋歌風に綴った戯歌（ざれうた）、または「ちよぼくれ」「おぼくれ」「あほんだら経」と言われるものである。

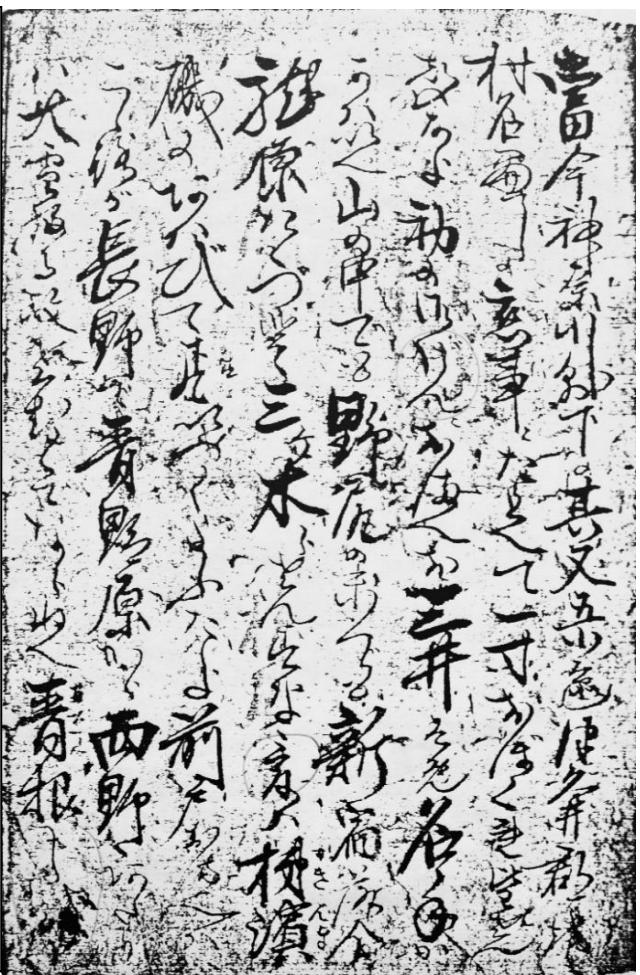
江戸時代末期に「チヨボクレ」が芸人によつて唄いはやされた。これは、チヨンガレとも阿呆陀羅経とも言われ、政治や世相を批判し、又、支配層に向けた辛辣な痛言を浴びせる、ざれ唄とも呼ばれる。内容的には風刺川柳を初め、数え唄・いろは唄・くどき・ないない尽くし等があり、この「津久井郡村名尽くしおぼくれ」は政治世相の批判の内容でないが、江戸末期になると寺子屋が村々にも設けられ、小百姓や子女も入門する事となるが、多分この「おぼくれ」は、郡村の名前や地名を容易に覚えさせる役割もあつたのかかもしれない。内容的には村名・地名を恋事に譬え、リズムよく作られているので、日常の大人の娯楽的な「おぼくれ」だろう。また、上津久井の「おぼくれ」最後には「南無三寶荒神様への御法楽」、下津久井の最初には「帰命頂礼釈迦如来」から始まり、仏教的な色彩も見られる。

作者については筆者が調査したところ、千木良の家号「なかみせ」の榎本重右衛門（別名新十郎）で、明治十八年に亡くなった重右衛門と思われる。また、これを字に起した人は鳥屋村の小島勝蔵で、その詳細は他村である。

この「おぼくれ」が書かれた時は、「神奈川縣下の其又五小區」とあり、この津久井は、明治元年（一八六八）新政府が樹立され府藩県制となり、幕領地江川太郎左衛門代官下、小田原藩領の若柳村を除き一時、蘿山県となつた。しかし、明治四年（一八七一）に、新政府は廢藩置県を行い、小田原藩や厚木に置かれた萩野山中藩など全て県となり足柄県となつた。足柄県となると、新政府は戸籍法を發布し、県下には大区小区制が設置され、足柄県内の津久井は第三大区の五小区（下津久井）、六小区（上津久井）に属したのである。さらに明治九年五月には足柄県が廢止され、神奈川県となると、移管後の津久井は大区が第三大区から第二三大区となり、小区はそのまま五小区と六小区で残つた。明治十一年（一七八七）になると郡区町村編成法で大区小区制が廢止され、郡の下に町村が復活している。これらの経緯を見てみると、この「津久井郡村名尽くしおぼくれ」の書かれた年代は、「神奈川縣下の其又五小區」と冒頭に記されている事から、明治四年（一八七一）の第三大区の時代から明治九年（一八七九）第二十三大区の間と考えられる。

作者の榎本重右衛門は、一部を手直し付加した「津久井郡村名尽くしおぼくれ」を「佛説阿保陀羅経」の名で別に書き残している。先述の様に江戸後期写真は「津久井郡村名名盡しおぼくれ」の表紙である。昭和四十六年四月一日に津久井郡資料館に鈴木重光氏より寄贈された事が記されている。

はチヨンガレが、阿呆陀羅經と言われたとあり、榎本重右衛門の「佛說阿保陀羅經」もこれに類するものであろう。



①

當今神奈川縣下其又五小區津久井郡を

村名盡しの恋事ニたとへて一寸おぼくれ皆さん

聲なよ初の御見ニおまへお三井そめ名手か

かへいへ山の中でも野尻の末でも新宿落合

龍原たゞと三ヶ木らさんすな爰ハ柿漬

磯にあハびてすいつくよふたよ前戸おまへハ

こゝろが長野で青野原から西野ゝあたり

ハ大雪ふる故さむくてならねへ青根しおだよ

②

鳥屋かくするうち関ハ桜野山吹頃だよ夏

の青山木ぐらい所がたがいにしよもふだ石ヶ沢

から猪尾長竹ふしがこまかで二良根立山

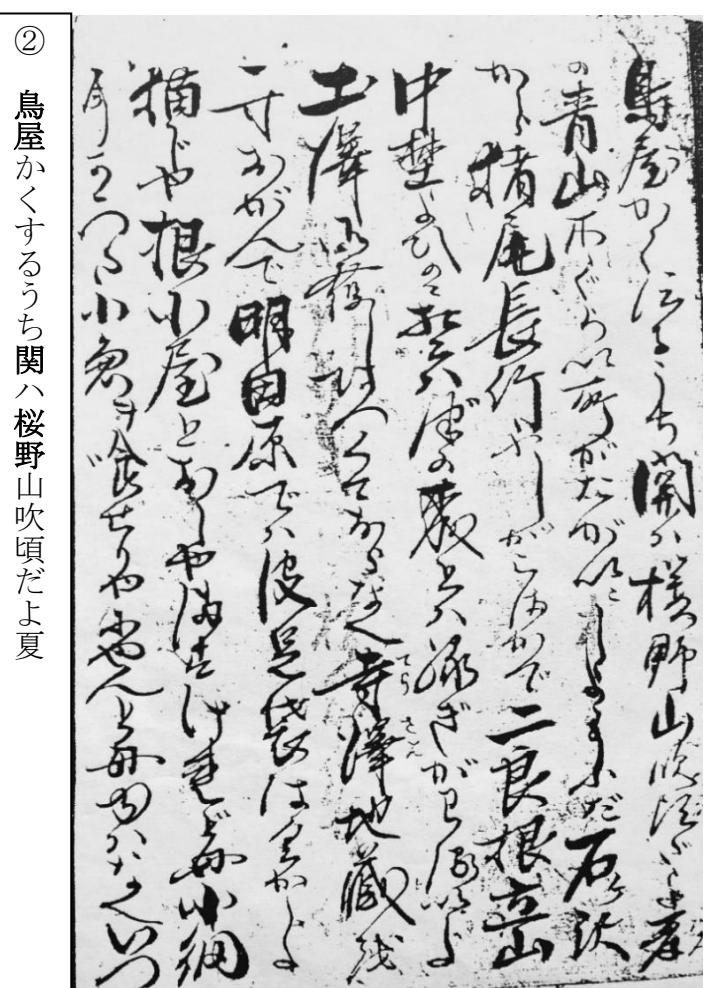
中埜よひのニそハズの森戸ハ縁ぎがわるいよ

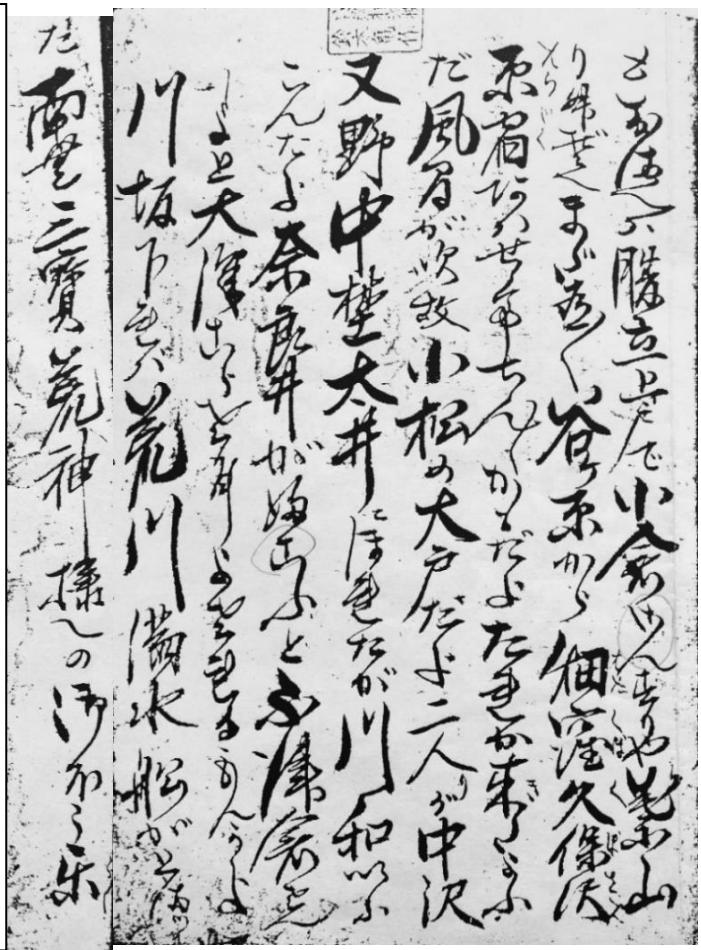
土澤御発（炎力）しあつくてならなへ寺澤地蔵を

一寸おがんで明日原でハ皮足袋はくかよ

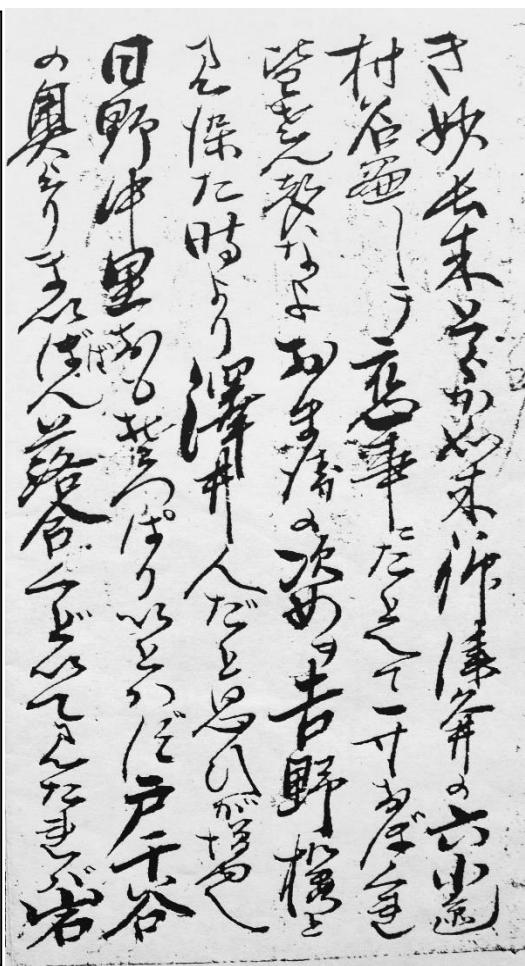
猫じや根小屋とおしやますけれども小網

にかゝつた小魚ヲ喰せりやにやんともゆへなへいつ





これからは上津久井、旧相模湖町・藤野町の「津久井郡村名尽くしおぼくれ」です。遅れましたが、「津久井郡村名盡しおぼくれ」原文左の旧漢字訳については、鈴木重光氏訳も参照し掲載しています。古紙のすり減りや、痛みで読めない所もありますが、ご容赦ください。



(3)

もおまへハ膳立上戸で小倉さんすりや葉山
り升ぞへまだあるく谷ヶ原から畠窪久保沢

だ風間が吹故小松の大戸だよ二人が中沢

又野中埜太井二ほれたが川和いふ

こんたよ奈良井がふこふと不津倉さん

しよと大澤こらさによされるもんかよ

川坂下れば荒川満水船がとまつ

た南無三寶荒神様への御ほう樂

(4)

き妙長来とらか（釈迦）如来抑津久井の六小區

村名盡しヲ恋事ニたとへて一寸おぼくれ

皆さん聲なよおまえの姿ヲ吉野桜と

見染た時より澤井人だと思ひが増すへ

日野中里おもさつぱりいとハズ戸千谷

の奥よりまいばん落合くどいて見たれバ岩

⑤

よりかた氣なおまへのこと故佐埜川おふ

とハユハナヘけれども和田しのこゝろは藤埜

山程登りつ見れバ人目の關野何んにもかまハ

ず小渕ニのろけて阪の上から見おろす御

茶屋ハ甲斐と相模の堺川だよ向ふ

ゑ渡れバ名倉の權現一寸おがんで出てゆ

く所お大刀抜れてきられちや芝和

田日向山ニハ天神崎だ見おろす向ハ葛

ミ朝か氣なが魚すらと放せ堺川か
と六六がなきとお和田をこう説ふ藤埜
山程登りつ見れバ人目の關野ゆふやま
ば小渕とおれを附のとむらをかほせひ
茶屋が田井と相模の堺川だよ向ふ
ゑ渡れバ名倉の權現一寸おがんで出てゆ
く所お大刀抜きとおきちや芝和
田日向山ハ天神崎だ見おろす向ハ葛

⑥

原だよ向ふかばまき是の牧野二八

の村だよこまかニやらかせ馬本盡して

新和田はなせばすえにハ大桑ふうふニ

なるふと吉原たつてハ堂地だとても

小津久盡して中尾にやゆかなへ用澤

あるならまい晩來たさい手足ヲからんで

五色のきをやる牧馬な顔してとふな

るもんだよおまえのためならはだかではだしで

原だよ向ふかばまき是の牧野二八
の村だよこまかニやらかせ馬本盡して
五象き城廻牧るな顔
うりたよりあわせたまひうたかひを

此身だ勝瀬二なさんせ鼠阪明れハ山
口ひへてもかくもまへてまへと行ま
闇中まはるどもまへて居まへ
増原にくわひ居まがまくあは
戸へまへ川の下の教能ひまへ
今日ニ所居りと若林とゆき奥網
にりきがゆでさつとくわんのく清姫
をひがひきゆきとくわんの大じせなうて

篠原しよつてもいといハせんぞよ日向ヲとふるにや
あつくてならなへ菅井かさでもかむらにやならなへ
小舟ヲこぎだし大川原え涼みとでかける

ヲぐるりとたてこめ枕ヲなんべて長又
あわせて綱子もふけてかあいといふ字で
ねたる所ヲゆめニなるとも見たらハ愉快
よやれくおぼくれ日連ヲまへニまかせし

(9)

そハねばならなへ長尾ハなれともこまかに

堀込赤馬ひきだし柳の馬場にて

かけ乗あぶなへじ道とやらかせ富岡泊り

で豊岡片岡西岡下れば里見が原だよ

板橋渡て阪澤登れば峠だばはさん小

桶で茶ヲくめ茶がしへこがしだむせづ

にやりなよわはしのこころの底澤はな

して小原がたつなら平野に御めんだ

兵火火を長尾ハなれとゆあゆう月
堀込赤馬ひきだり柳の馬場にて
うか雲ちばかち道とゆくを富岡泊
で豊岡片岡西岡下れば里見が原だよ
板橋渡て阪澤登れば峠だばはさん小
桶で茶ヲくめ茶がしへこがしだむせづ
にやりなよわはしのこころの底澤はな
して小原がたつなら平野に御めんだ

(10)

二人か恋事の中埜よいのを与瀬と

ゆたとてよされるものかよ恋のいきじの

横道いふのハせけんのならいだ橋沢

かけてもとふさにやならなへ小船こきたし反

田とうれば一かいからまねくよ見れハ鹿の

子のふり袖きたるハ是ハ此ちのお女郎さん

だよそんな谷部にハゆかなへもんた天奈

泰平あまり長澤皆さんのお意屈

二人か恋事の中埜よいのを与瀬と
横道いふのハせけんのならいだ橋沢
かけてもとふさにやならなへ小船こきたし反
田とうれば一かいからまねくよ見れハ鹿の
子のふり袖きたるハ是ハ此ちのお女郎さん
だよそんな谷部にハゆかなへもんた天奈
泰平あまり長澤皆さんのお意屈

四、第三回 内郷歴史散策／阿津地区

千木良村

榎本重右衛門 作

鳥屋村

小島勝藏 書

※右手に江戸時代後期の「書上帳」には日野屋(新兵衛が専左衛門店として醤油造他的商いをしていた)があり、左手山側には専左衛門店があつたが明治時代に下に住居移転。道の先には東の屋号の新五左衛門店(草履・わらじ他商い)があつた。そこを左の山に向かっていくと開戸原がありお墓もそれぞれる。

※ハネイ坂から国道四一二号線を通り平井はつの墓標の道を入り神奈川出店の市郎右衛門(酒屋)の脇を通り町道阿津・奥畠線に出て阿津の信号に来る。

相模湖歴史研究会会員 石川次郎

平成二十九年五月六日(土)、三回目の歴史探索というかフィールド調査を実施した。

一、期日 平成二十九年五月六日(土) 九時 正覚寺駐車場集合

二、参加者 山田正法・山口芳文・江藤健市・小野潔・村田公男・終沢寛・神保一夫・大谷均・岡本征夫・石川の十人。

三、山田会長挨拶

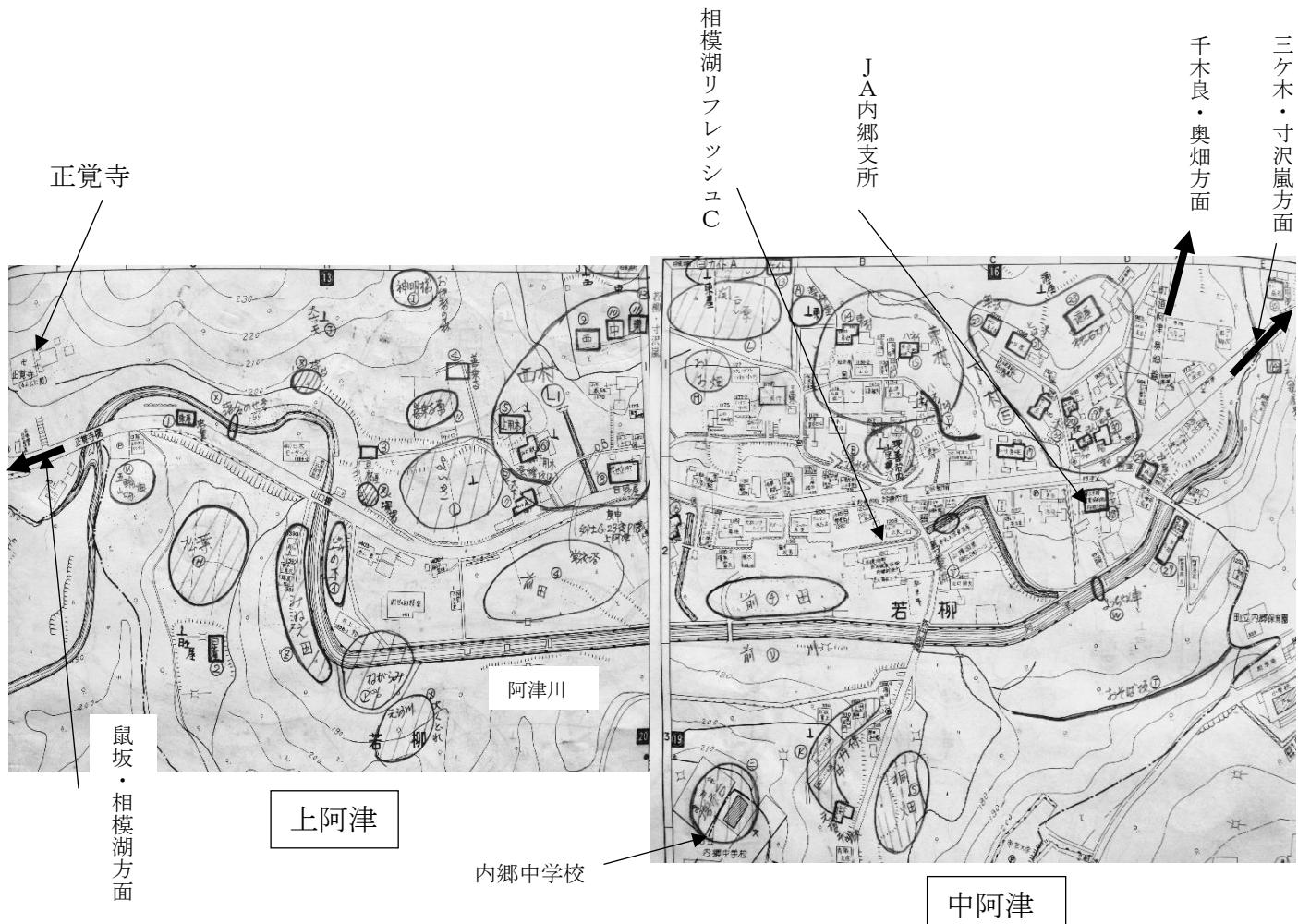
四、山田会長が配布した阿津散策ルート図により旧鎌倉街道から出発

※初めて通る道で興味があつた。正覚寺自宅前から歩き始め右側は崖で阿津川、国道四一二号線を見ながら東に向かう。

※「落合のせき」(鼠坂からと関口からの川の合流点)、「塚場」(善乗寺の墓があつた。現在二つ四軒の宅地)を通り林間公園入口を横切り左手奥に善乗寺があつた場所、右手が「よいき」と呼ばれた場所を通る。

※蚕種坂(こたねざか)は用木と大下の坂。下ると右手に「大下」の屋号の山口屋旅館があつた。明治四十三年、衆議院議員兼東京市長の尾崎号堂が内郷青年団主催の講演会のおり宿泊した。

尚、平成三十年五月の第四回 内郷歴史散策は、若柳地区でした。その様子は号を改めて掲載する事にします。下記に第三回の内郷歴史散策阿津地区の地字名や家号等の記載された地図を載せました。他地区の方々には分かりづらく、見にくいとは思いますが。ご容赦頂きたいと思います。十二頁下段には上阿津と中阿津の地図を掲載しました。また、十三頁上段には下阿津地区図と参加者の相模湖研究会会員と共に、正覚寺本堂前にて撮影した散策前の記念写真を掲載しました。



平成二十九年五月六日(土)
第三回 内郷歴史散策 阿津地区
出発前の記念写真



五、与次右衛門が極刑に至つたことの考察

相模湖歴史研究会会員 江藤建市

二〇一九年二月二十八日NHK BSプレミアムで放送された『英雄たちの選択 大原騒動（一七七一年～一七八九年）一万人が決起した百姓一揆「壯絶な戦いのすべて』』を見て与次右衛門が何故極刑の磔にまで至つたのかが分かった気がした。

この放送の内容を概説しよう。

番組の司会者である歴史学者磯田道史氏がこの大原騒動を取り上げたのは江戸時代全国に無数あつた「百姓一揆のパターンのデパートだからだ。」と言う。

タイトルの大原騒動の大原とは父子二代に渡る天領飛騨高山の代官の名前で、大原騒動とは一七七一年から一九年間に起きた三つの大騒動、すなわち明和騒動、安永騒動、天明騒動をまとめて指す。この騒動には幕府重役の行列の駕籠に農民代表数名が直接文で訴える「駕籠訴」、一万人が徒党を組んで代官所に押し寄せた「強訴」、幕府重役の門前に訴状を置いて逃げる「捨訴」が含まれる。

磯田氏が言うには農民一揆にはパターンがあり、「為政者（代官を含む）が農民に新たな負担を迫る→直接の担当役人（代官）を飛び越えて上に訴えようとする→騒動が起きる→騒動の首謀者が見せしめとして死罪になる。」と言うのだ。ゲストの歴史学者が言うには江戸時代、農民と領主（武士階級）とは一種の契約社会で良い政治をすることを条件に年貢を払うと言う暗黙の了解があつた。それゆえ契約条件の変更（増税等）には抵抗する。

磯田氏が言う。「歴史教科書は検地が行われたことをさらりと書く。しかし実際は検地を行うということは（為政者は）百姓一揆を覚悟でやらねばならない。なぜなら必ず食えないやつが出てくる。あるいは損をする人が出てくる。そうなると百姓は死に物狂いで立ち向かってくる。」

大原騒動の二回目安永騒動の時は代官が検地をしたことが原因だった。最初は新たに開発された田畠の検地だったが、すでに検地の済んだ古い田畠まで再び検地した。検地は普通「縄心」と言つて実際の面積より一割から二割差し引いて測量される。これは凶作への備えや農民の労働意欲への配慮であった。ところが大原代官は生真面目に実際の面積そのままを検地帳に記した。すなわち農民にとつては増税だつた。新田はともかく古い田畠まで測量しなおして増税するとは農民にとつては約束違反で耐えがたいものだった。大原代官はこれにより二十五パーセントもの增收を得て、能吏だということで幕府内では昇進する。農民は神社に一万人を集めて抗議する。ゲストの学者が解説するには一万人も集まるのは村々で動員をかけるからで、不参加の場合は制裁されると言うのだ。

農民の代表者は死を覚悟した十九歳の若者だつた。代官は飛騨高山の隣の藩から軍を借りて一万人の農民に向けて鉄砲で打ちかけて群衆を蹴散らす。鉄砲で四人死亡、数百人が逮捕され首謀者の若者は斬首された。結局騒動に参加した農民の内、磔四人、獄門十人、死罪二人、遠島十四人の犠牲者が出た。

放送内容の概説はここまでにしよう。

与次右衛門伝説（「寸沢嵐の昔話」）では「お上に納める（年貢）租税の様なものだと思いますが、私共、子供心に聞いたことですが、この金を横領したと言うことで厳しい取り調べの上、遂に磔の刑に処せられ殺されたと言う伝説があります。（中略）横領と言つても僅かばかりのお金だつたそうですね。如何なる間違いか分かりませんが斯様な非業の最後を遂げられたことは如何に当時が厳しかった事が偲ばれます。」となつてている。

相模湖歴史研究会の会長で正覚寺の住職山田正法氏の研究によれば与次右衛門の処刑は「野論」が原因だつたと元禄十二年（一六八九）の古文書に書いてあるそうだ。「野論」とは草刈り場のような土地争いと読めるが詳細は不明である。更に慶安二年（一六四九）の古文書によれば貴志家旗本領時代の名主の給料分として所有していた田畠の帰属が原因であると書かれている

そうだ。しかし山田氏によれば後の時代ならせいぜい所払い（追放）の刑くらいだと言う。

今日でいう脱税に当たる訳だが、伝説のニュアンスも研究結果も要するに刑が重すぎるというのだ。

それで前述の大原騒動の経緯が思い出される。

貴志家断絶により旗本領から幕府天領になるため元和五年（1619年）に検地されている。代官守屋氏により寸沢嵐村中の田畠が測量し直された。これこそ主原因だつたのではなかろうか。

ここからは根拠のない全くの推論である。この検地により結果的に増税になり多くの食えない農民ができた。それで寸沢嵐村の名主である与次右衛門は農民を代表して代官と掛け合つたが折り合いがつかず。代官を飛び越えた江戸の役人に訴えた。

その後一揆がおきたかどうかは分からぬ。「野論」と言うからにはともかく争議があつた。そして論争だけでないひと騒動起きて首謀者の与次右衛門が死罪を給わつたと言うのが私の推論だ。それが本当の理由で、直接の理由である与次右衛門個人の脱税などは農民向けに、取つてつけたようなものだつたに違ひない。検地が増税を意味するとすれば草刈り場のような土地が畠として登録されて争いになつたのかもしれない。

ちなみに幕府は公には「一揆」と言う用語を使わなかつた。農民に禁じたのは「徒党（今日の結社）」と「強訴」と「逃散」である。一揆はこれらが組み合わさつたものだ。訴訟自体は江戸時代許されておりさかんに行われている。

ただ与次右衛門は「徒党を組み（農民を組織し）」、本来訴え出ることのできない上の役人に「強訴（無理やり訴える）」したのではないかと思うのである。役人は騒動を終わらせるために首謀者を重刑に処する。多数の農民を重刑に処すると田畠を耕す農民が減つて減収になるし、農民の訴えを受け

入れた場合でも代官のメンツをつぶされた代償として少数の犠牲者が必要なのだ。与次右衛門は寸沢嵐村の名主を三十二年間勤めて処刑されるころは六十を過ぎた爺さんだったにちがいない。おそらく死を覚悟してお上に抗議したのだろうと思う。

そうであれば、やつと磔になつた理由が納得できる。そして伝説の「かわいそうに」と言うニュアンスが納得できるのである。さらに伝説にある怨念を鎮めるための戒名（江月）とか、昭和初期の村長さんが慰靈祭を行つたと言つ「寸沢嵐の昔話」の記述が納得できるのである。

（平成三十一年三月記す）

編集後記

前号の第五号「阿比乃中山」の初めは「道志橋について」と題し、明治四十四年九月十五日の旧道志橋開通式について掲載した。本年三月、第五号を津久井歴史研究会会長（高橋石材株会長）高橋信之先生に、会員様へという事で毎回五部配布しているが、当時、先生が正覚寺へ来寺する機会があり、見識ある先生から色々な貴重な津久井の歴史問題点の話を聞かせて頂いた。

その中で、旧道志橋の話があり、昭和二十年の戦局が厳しい時、多摩地区では七月以降駅などが襲撃されるようになつていて、八月五日には浅川駅で停車していた四一九列車は、アメリカ軍の飛行機から襲撃され多くの死傷者が出て事を、当時の駆務員の女性車掌が語つたと言う話を、先生より資料・写真を見ながら聞かされた。列車襲撃の翌日は八月六日で広島原爆投下の日である。浅川駅方面襲撃の飛行機は「P51マスタング」という飛行機で、そ

の襲撃した飛行機マスタングは帰還の時、旧道志橋の橋脚も襲撃し、橋脚の撤去前には、三ヶ木側の三太方面の橋脚一部に襲撃の弾痕が残つていたと話をしてくれた。その旧道志橋は昭和三十九年（一九六四）、東京オリンピックの時、撤去されたのである。

さて、本号である第六号についての編集後記について、「鮎漁つり場案内」地図は、相模湖、津久井湖築造以前の相模川沿いの名勝地図で、戦前生まれの相模川沿いで遊ばれた高齢の方々には懐かしい場所名が出てきて、興味が沸く地図であると思われる。

寸沢嵐村のお鷹場古文書は旧相模湖町の寸沢嵐村の、当時有力者で、名主でもあつた沼本大谷家に有つた古文書の一つで、それを神奈川県公文書館が手に入れ所蔵していたものである。この大谷家は家康の関東入国の際、小身の旗本貴志弥兵衛正吉が、若柳村の寸沢嵐郷を私領として宛がわれたが、貴志弥兵衛は名主として郷内の江藤与次右衛門を名主にした。しかし、地方古文書では江藤与次右衛門は「野論」が原因で処刑されたとある。詳細は省くが、処刑後の与次右衛門跡地を引継いでいたのがこの大谷家なのである。大谷家には戦前まで古文書が多数存在していたが、燃やしたり風雨に晒され痛んだりして処分に困つていた処、神奈川県文化資料館が情報を手に入れ購入されたらしい。その中に在つた古文書の一つが「② 指上ヶ申手形之事（県公文書館 寸沢嵐村文書 状3）」である。もう一つの「① 指上ヶ申一札之事（旧二本松 大神田大三氏蔵）」は同じ寸沢嵐村の沼本地区で、当時、組頭を勤めていた大神田家所蔵のものである。現在は縁有つて正覚寺蔵となつてている。

「津久井郡村名尽くしおぼくれ」の、原文最初は下津久井（旧城山・津久井町）の村名や小名を恋歌に譬えて綴つている。後半は上津久井（旧相模湖・藤野町）で、最初に「き妙長来とらか如来」とあり解かりづらいが、仏教の「帰命頂札釈迦如来 きみようちようらいしやかによらい」の事で、「お釈迦様に対し深く礼拝帰依し、お釈迦様を拝り所とする」という意味である。多分に読みづらい箇所もある。特に⑩の部分の与瀬地区は紙の痛みが激しく郷土史家・鈴木重光氏の改訳がとても参考になつてゐる。著者の千木

良の家号「なかみせ」の榎本重右衛門は、千木良住人の上津久井である事からか、上津久井関係の部分の村名小名が下津久井より多く長文である。いずれにしても津久井の村名や小名で、地元以外の方には馴染みない内容となるかも知れない。しかし、村名部分を何回も読み直すと良く意味が理解でき、人によつてはかなり内容を解される人もあるのではないだろうか。

第三回 内郷歴史散策～阿津地区は、平成一十九年五月六日(土)に行われた。第一回は山口・閔口地区、第二回は鼠坂地区の歴史散策であった。第一回の山口・閔口地区歴史散策の詳細は、第四号に掲載済みである。歴史散策のレポートはいつも相模湖歴史研究会会員の石川次郎氏に御願いしている。

本誌第六号掲載、相模湖歴史研究会会員、江藤建市氏による「五 与次右衛門が極刑に至つたことの考察」は、現在、筆者も「寸沢嵐村の分村と与次右衛門伝説」と題して、第五号ではその二として掲載しているが、地元寸沢嵐住人の江藤建市氏は、まだ会社勤務の忙しい中、昭和六十一年十月「相津久井寸沢嵐村 江藤氏考」と題し、寸沢嵐の歴史や江藤家の先祖・江藤和泉頭、処刑された与次右衛門、近隣の江藤氏及び宮崎氏について考察をし、独自にその見解を小論にしている。筆者も当時地域史研究の中で大いに参考になつた研究小論であった。今回、江藤氏はNHKBSプレミアムでの放送大原騒動（一七七一年～一七八九年）一万人が決起したという百姓一揆のヒントを得て、当村、寸沢嵐村の江藤与次右衛門処刑の原因理由にも大いに参考になつたという事で、当方に連絡がありレポートを頂いた。解説されない歴史研究にはたくさんの見解あつても当然である。この第六号にそのレポートを急遽掲載する事にした。

相模湖歴史研究会会員は常に募集中です。直接、毎月の第二土曜日、時間は夜七時から九時迄、直接、山口の正覚寺へお越し頂いても結構です。また前もつて詳細を聞きたい人は、次の会員（）連絡して頂いても結構です。山口（042-685-3330） 石川（042-685-0649） 三田（042-685-1145）

（三田記）

